平成２７年（フ）第１７５号
富山市呉羽町6757番地１　シティハイム央201号、前住所富山市布瀬町南１丁目12番地８エンゼルハイム布瀬105号
債務者　岡村由美子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
大阪府松原市松ケ丘４丁目２番10―303号
債務者　滝本　和也
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　億　　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
鹿児島県奄美市名瀬大字小宿25番地
債務者　一野　次男
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第４７９号
横浜市戸塚区深谷町1417番地　レジエ戸塚深谷１―306号、旧住所横浜市戸塚区戸塚町3156番地27
債務者　三上　　進
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　範之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４号
三重県度会郡玉城町日向59番地９
債務者　櫻田　　穣
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９８０号
大阪市淀川区塚本２丁目８番21―510号、前住所広島県福山市大門町６丁目９番４―306号
債務者　桂　　浩二
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８６号
大阪府守口市寺方錦通１丁目10番14号
債務者　吉良　弘子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９０号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の296
債務者　石川　敏男
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１１７号
大阪府豊中市春日町５丁目11番19―501号
債務者　福成　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１０号
大阪市淀川区東三国３丁目１番６号　メゾンサクラ11　502号
債務者　ＷｉｓｈことＡｒａｖｉｒこと　宮川　弥生（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８２号
東京都墨田区本所１丁目３―11―504
債務者　斉藤　映二
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２２６号
東京都港区台場１丁目３―１―802
債務者　田中　邦治
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２２７号
東京都港区台場１丁目３―１―802
債務者　田中　典子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２４７号
東京都品川区東大井３丁目１―16　陽気荘１号室
債務者　前田　正美
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２５３号
東京都足立区一ツ家３丁目11―15―402
債務者　神田　玉青
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部